

先 着 順 に よ る 市有地売却応募要領

入間市役所 総務部管財課

市 有 地 売 却 の 要 領

- 1 物件及び金額等 ※ 現地説明会は行いませんので、事前に現地及び物件状況を確認してください。
 ※ 本物件は、現状有姿のままの売り渡しとします。
 ※ 本物件の土地に係る地盤調査、地中レーダー探査及び地耐力調査は実施していません。必要に応じて購入者で実施してください。

【物件1】 売却価格 33,065,720円

所在地番	登記地目	登記地積 (㎡)
入間市鍵山二丁目1097番4、5	宅地	260.36

【物件2】 売却価格 18,104,850円

所在地番	登記地目	登記地積 (㎡)
入間市鍵山二丁目1097番11	宅地	134.11

【物件3】 売却価格 32,171,080円

所在地番	登記地目	登記地積 (㎡)
入間市鍵山三丁目983番3	宅地	371.92

【物件4】 入札参加申し込みあり

所在地番	登記地目	登記地積 (㎡)
入間市狭山台四丁目5番1	雑種地	144

【物件5】 売却価格 7,642,560円

所在地番	登記地目	登記地積 (㎡)
入間市大字仏子字霞沢1495番47	宅地	167.60

2 契約上の特約

(1) 用途等の制限

- ① 売却物件を契約締結の日から5年を経過するまでの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。（4頁参照）
- ② 売却物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。（4頁参照）
- ③ 売却物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させなければならない。

(2) 実地調査等

- ① 入間市は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査をし、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告

若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(3) 違約金

用途等の制限に違反した場合は売買代金の100分の15、実地調査等に違反した場合は売買代金の100分の5を違約金として、入間市に支払っていただきます。なお、違約金に一元未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(4) 契約不適合責任

入間市は、土地に係る契約不適合責任（地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）を原則負いません。

3 資格

個人、法人を問わず、売買代金の支払いが可能な方であれば、どなたでも申込できます。ただし、次に該当する方は申し込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者。
- (2) 入間市暴力団排除条例（平成24年入間市条例第20号）第2条第1号及び第2号のいずれかに該当する者。（5頁参照）

※ 申込資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行う場合があることをご了承ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

4 売却申込

(1) 受付期間及び時間

令和7年12月9日（火）～令和8年3月9日（月）

※ 土曜・日曜日、祝日を除く

※ 午前9時00分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）。

※ 郵送等による申込みは受け付けません

(2) 受付場所

入間市豊岡一丁目16番1号 入間市役所 B棟2階 総務部管財課 財産・庁舎・自動車担当
電話 04-2964-1111（内線2252、2254）

(3) 提出書類

① 売却申込書

② 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

法人の場合 登記事項全部証明書、印鑑証明書

個人の場合 住民票、印鑑登録証明書、身分証明書

※ 身分証明書：本籍地のある市町村で発行するもので、民法上の行為能力を特別にはく奪及び制限されてないことを証明するもの。

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票等が必要です。

(4) 留意事項

売買契約及び所有権移転登記は、売却申込書に記載された名義でしか行いません。

5 契約

(1) 契約の締結

申込受付後、1週間前後で、売却決定通知書等を送付します。売却決定日より10日以内に契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納入し、土地売買契約書により締結します。なお、

契約書に貼付する収入印紙は、申込者の負担となります。

(2) 契約の確定

契約は、入間市が申込者と共に土地売買契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

① 契約保証金は、売買代金に充当します。

② 契約保証金は、その受入期間について利息は付きません。

③ 契約者が売買契約を解除した場合には、契約保証金は入間市に帰属します。

6 売買代金の支払期限

売買代金は、契約締結後60日以内に納付していただきます。

7 所有権の移転及び土地の引渡し

(1) 物件の所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは、入間市が書面により行いますが、移転登記に必要な登録免許税（オンライン申請による軽減はありません。）は申込者の負担となります。

※ 所有権移転登記に際して、別途必要書類の提出をお願いします。

(2) 売却物件は所有権の移転と同時に、工作物（木柵等）を含め、現状のまま引渡しがあったものとします。

8 その他

(1) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。また、売買物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、事前に現地確認のうえ申込みしてください。

(2) 申込みされる方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
 - 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
 - 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
 - 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）
 - 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
 - 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
 - 七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
 - 八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

入間市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。